

(福) 奈良県社会福祉協議会〈こども支援基金〉新型コロナ感染症対策緊急企画
**「つながるチカラ大作戦」こども応援活動助成金
募集要項**

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症防止のため学校の休校や外出自粛など、こどもや子育て世帯の環境は大きく変わり、不安やストレスは増大しています。なかでも、休業等で保護者の収入が減り生活が逼迫している、家庭の中で居場所がない、周囲とつながる機会がなく孤立してしまっている、など、つらい状況があってもSOSを出せないでいるこどもや世帯も多くあります。

今後、社会では、段階的に学校生活を取り戻し、経済活動や文化活動も再開されていく見通しではありますが、感染症予防を考えると、一気にこれまでと同じ状態に戻ることは難しく、新しい生活様式や社会活動の有り様を模索していかなければなりません。

そこで、本会では、新型コロナウイルス感染症の影響で、孤立しがちなこどもや家庭を支えるために、**〈居場所や集合型〉の活動はできないけれども、新しいアイデアや工夫で、こどもとつながり、見守り・支える取り組みへのチャレンジを応援する**ために、「つながるチカラ大作戦」こども応援活動助成金を募集します。

2. 助成総額 500万円

3. 募集期間 令和2年5月12日～5月29日（消印有効）

4. 募集内容

【A】ベーシック型 <1団体10万円以内>（20団体程度）

学校の休校や外出自粛が続く中で、居場所やつながりが少なくなり、孤立しがちなこどもや家庭を支援するために、直接、食事や生活用品の提供などを行う団体に助成します。

例) フードパントリー、宅食など

※物資の提供だけでなく、支援を行うこどもや家庭への声かけ・見守りを含む活動を対象

【B】チャレンジ型 <1団体50万円以内>（6団体程度）

集合型の活動が再開しづらい中で、多様な資源を活用し、感染症予防の下でもできる新しいアイデアや工夫で、こどもとつながり、見守り、支える活動へのチャレンジを行う団体に助成します。

例1) オンラインでこどもや保護者とつながり、対話を通じて不安や悩みを聴いたり、学習のサポートをするなど、集まらなくてもつながりを感じ、必要な見守り・支援が行えるしくみをつくる取り組み

例2) 地域の飲食店や商店街組合等と連携して、支援を必要とするこどもや世帯に食事や生活物資を提供するなど、地域で支援と資源が循環するしくみをつくる取り組み

※特定の店舗等の利益に偏ることなく、地域に開かれた形で運営するしくみであり、また助成期間後も、継続してアイデアやしくみを活用できる活動を対象

5. 助成対象団体

次のいずれの項目も満たす団体であること。

- ・非営利団体（法人格の有無は問いません）
- ・現在、既に地域での活動を実施しており（活動分野・年数は問いません）、今後も引き続き継続する予定である団体
- ・新型コロナウイルス感染症の防止対策を実施していただける団体

但し、助成対象となる活動を、既に国又は地方公共団体からの委託を受けて活動している団体、及び営利目的の活動（株式会社・有限会社等による営業活動）は対象としません。

6. 助成対象経費

- ① 食材料費（食品・食材、調理された弁当代等）
- ② 消耗品費（生活用品、学用品、通信機器等）
- ③ 賃借料（会場使用料、設備・器材のレンタル料等）
- ④ 光熱水費（光熱水費、冷暖房費等）
- ⑤ 燃料費（車のガソリン代等）
- ⑥ 印刷製本費（コピー代、チラシ印刷代等）
- ⑦ 謝金及び交通費（講師謝礼、ボランティア交通費等）
- ⑧ 通信運搬費（インターネット等の通信費、郵送切手代等）
- ⑨ 保険料 ほか

※但し、以下の経費は助成対象として認めません。

- ・備品購入のみを目的としたもの（助成金額を超える備品購入代の一部として充当等）
- ・他の団体からの助成を受ける経費（同じ経費に対して重複して助成を受ける等）

7. 助成対象期間

令和2年5月1日～令和2年7月31日までの期間で、助成対象の活動に要する費用

8. 応募方法

【A】・【B】 いずれかの種類を選び、下記の書類を添えて、応募期間内に、（福）奈良県社会福祉協議会まで直接お申し込みください（A B両方の応募はできません）。

（ア）「つながるチカラ大作戦」こども応援活動助成金申請書【様式1】

（イ）事業計画書【様式2】

※A型は様式2-1、B型は様式2-2を使用すること

（ウ）団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

9. 選考方法・通知

提出された申請書類に基づき、本会で書面選考を行い、助成団体及び助成金額を決定します。必要に応じて申請団体の代表者にヒアリング等を行うことがあります。助成決定の可否については、全ての申請団体あてに通知します。

【選考基準】以下の基準を勘案し、総合的に判断します。

- ・ こどもや家庭の具体的な支援につながる活動であること
- ・ 適切な感染症防止対策を実施していること
- ・ 地域の関係団体（自治体、社協、学校、自治会等）との連携が一定あること
- ・ 新たなチャレンジの取り組みであること

10. 実績報告／事業計画の変更

助成対象期間中の事業完了から1ヶ月以内、もしくは令和2年8月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。

事業実施期間中に申請書類として提出いただいた事業内容に変更が生じた場合は、所定の様式により変更申請を提出していただきます。

11. その他注意事項

・ 下記のいずれかに該当する場合は、助成金の一部又は全額を返還いただくことがありますので、ご注意ください。

（ア）申請書の記載に虚偽があった場合

（イ）決算額が助成金額を下回った場合

（ウ）助成決定後に、活動を停止、又は休止した場合

・ 助成金の対象となった活動に関して、本会の広報誌やホームページへの掲載などに公表するとともに、地域に根ざした継続的な活動としていただくために、市町村社協等へ情報提供させていただきますので、予めご了承ください。

12. お問い合わせ・申請はー

（福）奈良県社会福祉協議会

地域福祉課 住民福祉活動振興係（担当；浅井・岡本）

〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 県社会福祉総合センター 1F

TEL 0744-29-0100 FAX 0744-29-0101

E-mail tiiki@nara-shakyo.jp